

第 1 号

12月24日 (金)

令和3年第3回宇城市議会臨時会（第1号）

令和3年12月24日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第23号）
日程第4 議案第88号 工事請負変更契約の締結について（不知火小学校旧校舎他解体工事）

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|-------------|------------|
| 2番 永木 誠 君 | 3番 山森悦嗣 君 |
| 4番 三角隆史 君 | 5番 坂下 勲 君 |
| 6番 高橋佳大 君 | 7番 高本敬義 君 |
| 8番 大村 悟 君 | 9番 福永貴充 君 |
| 10番 溝見友一 君 | 11番 園田幸雄 君 |
| 12番 五嶋映司 君 | 13番 福田良二 君 |
| 14番 河野正明 君 | 15番 渡邊裕生 君 |
| 16番 河野一郎 君 | 18番 入江 学 君 |
| 19番 豊田紀代美 君 | 20番 中山弘幸 君 |
| 21番 石川洋一 君 | 22番 岡本泰章 君 |

4 欠席議員（1名）

- 17番 長谷誠一 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明 君 書記 桑田祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	浅 井 正 文 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	天 川 竜 治 君
健康福祉部長	岩 井 智 君	教 育 部 長	豊 住 章 君
総務部次長	元 田 智 士 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
教育部次長	井 住 寿 宏 君		

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（園田幸雄君） ただいまから、令和3年第3回宇城市議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（園田幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、22番、岡本泰章君及び2番、永木誠君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（園田幸雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第23号）

日程第4 議案第88号 工事請負変更契約の締結について（不知火小学校旧校舎他解体工事）

- 議長（園田幸雄君） 日程第3、承認第11号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第23号）及び日程第4、議案第88号工事請負変更契約の締結について（不知火小学校旧校舎他解体工事）を一括議題とします。

市長から、一括して提案理由の説明を求めます。

- 市長（守田憲史君） 本日の臨時議会の開催、大変お世話になります。
今回提出しますのは、承認案件として専決処分の報告及び承認が1件、その他の案件として工事請負変更契約の締結が1件の合計2件でございます。
承認第11号につきましては、国の経済対策である子育て世帯への臨時特別給付金について、年内に現金10万円を一括支給するために専決処分しました案件になります。

詳細につきましては、関係部長が説明いたします。これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わり

ます。

○議長（園田幸雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、承認第11号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第23号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 承認第11号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第23号）（令和3年度宇城市一般会計補正予算（専決第6号））について詳細説明をいたします。

議案集2ページから3ページをお願いいたします。資料は、別冊令和3年度宇城市各会計補正予算、宇城市一般会計補正予算（専決第6号）になります。

令和3年12月16日付けで専決処分をしたため、議会に報告し承認を求めるものです。

補正内容は、国の経済対策である新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するための子育て世帯への臨時特別給付金について、これまで国の通知に基づき、10万円相当の給付のうち5万円を年内に現金支給する方向で進めてきましたが、12月13日の衆議院予算委員会において、年内に現金10万円の一括支給を容認することが表明されたことに伴い、来春に予定していた残り5万円相当分をクーポンではなく、現金で本日支給することとしたため、必要な経費を補正するものです。

それでは、令和3年度宇城市各会計補正予算書の1ページをお願いいたします。まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,593万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を357億7,561万5千円としています。

続いて、歳入予算について説明いたします。6ページをお願いします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金4億7,593万5千円を補正しております。

次に、歳出予算について説明します。7ページをお願いします。

款3民生費、項4児童福祉費、目5子育て世帯臨時特別給付費で、歳入予算と同額を補正しています。

節18負担金補助及び交付金の子育て世帯への臨時特別給付金4億7,500万円の補正は、12月議会の補正予算（第6号）で議決いただきました、18歳以下の子ども一人当たり5万円の支給に必要な予算と同額を補正し、一人当たり10万円の現金支給に対応するものです。併せて、必要な事務費を補正しています。

以上で、承認第11号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 承認第11号の説明が終わりました。

これから、承認第11号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 15番（渡邊裕生君） 確認のため質問します。全ての子どもたちにこの現金給付がなされるかどうか。離婚若しくは離婚調停中、DVにおいて子どもと親が別々の暮らしをしているケースも、宇城市にはあるかどうか分かりませんが、全ての子どもたちにこの現金給付がなされるかどうかをお尋ねします。
- 健康福祉部長（岩井 智君） 支給対象につきましては、現行の児童手当受給対象者について支給を予定しております。ただし、DV対象者若しくは9月、10月以降に離婚された対象者につきましては、申出をしていただくことにより対応することとしております。
- 15番（渡邊裕生君） 10月以降の申出ということで、このことは、その当事者には今のお話は伝わっていますか。要するに申請方式でもし上がってこなかったら、そこにはこの給付はいかないということになるかと思いますが、その辺は手抜きがなくなさっているのかどうかお尋ねします。
- 健康福祉部長（岩井 智君） 対象者の通知につきましては、宇城市のホームページ、それから12月当初に通知を出しておりますので、それで周知をしているところでございます。
- 議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。
- 12番（五嶋映司君） 大体分かったんですけども、今ちょっと話題になっている例のクーポンにした場合の経費と、今回現金で直接配布する場合の経費の違いはどのくらいなのか。これは特別あれではないですけど、全国的に話題になっていますのでその辺も知っておきたいと思いますので、是非教えていただきたいということと、今12月の段階でいわゆる申請が必要な方については、はがきで通知をしてあるということです。それは今DVその他のことも含めて、どのくらいの人たちが申請が必要だったのかということも教えていただきたい。もう一つは、自治体によって所得制限を設けるところもあるみたいですけども、宇城市の場合には所得制限を設けているのか、設けていないのか。その3点を教えてください。
- 健康福祉部長（岩井 智君） 今回、当初国の方針では、先行型の現金5万円、それからそのちにクーポンという方針でございました。しかしながら、まだ市民から直接のアンケートは取っておりませんでしたけれども、市民の方の圧倒的な現金給付の要望、しかも一括での要望が予測されたことから、今回現金給付に至ったところでございます。クーポン配布となりますと、郵便料、印刷費それから申請を受け付ける人件費で莫大なコストが掛かると見込まれております。このコストにつきましては、詳細な見積り等は取っておりませんが、おそらく莫大なコストが掛かってくるというふうに予測はしておりました。また、クーポン券を配布する際に

は、金券でございますので、偽造防止のための特殊な印刷をする必要がございます。さらに金券でございますので、対象者が受け取りに来る必要がございますので、その分の手間も必要となってくることから、現金での支給、しかも年内での早期の一括での給付となったものでございます。

あと申請が必要な対象者ですけれども、今回児童手当の仕組みを活用して給付を行っております関係上、児童手当というのは6月に現況届がございますので、所得が分かる資料というのが、公務員、高校生のみ世帯はその情報を持っていませんものですから、高校生のみ世帯それから公務員については申請が必要になってくるということになります。高校生でも小中学生の兄弟がいる世帯については、今回支給の対象となっており、おおむね本日現金一括の給付となりますが、約7,180世帯に本日支給をするものでございます。

3点目の所得制限の撤廃につきましては、今回国の補助金を活用して支給する関係上、本市における児童手当の所得制限がオーバーの方は、児童数でいきますと約170人です。この方々に10万円ということになりますと合計で1,700万円となります。ほかの自治体の動向も注視してきたところなんですけど、この一般費で対応が難しいというふうに判断をしまして、本市におきましては所得制限の撤廃は設けておりません。ちなみに県内における所得制限を撤廃している自治体は、美里町、高森町、産山村、山江村、水上村の5町村でありまして、比較的对象者が少ない自治体というふうに伺っております。14市の中で所得制限を撤廃している自治体はございません。しかし阿蘇市においては、独自に13,000円を所得制限なしで追加給付しているというような情報はいただいているところです。

○12番（五嶋映司君） よく分かりました。今おっしゃったように、もう一度確認ですが、もし1,700万円を170人の方にやると、これは国の今回の補正の交付金の中には入っていない、だから自主財源を使わなければいけない、そのためにできなかつたという御説明でよろしいですね。はい、分かりました。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） これで、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第11号は、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第11号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第23号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第11号は、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第11号は承認することに決定しました。

次に、議案第88号工事請負変更契約の締結について（不知火小学校旧校舎他解体工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集4ページ、説明資料集2ページをお願いいたします。議案第88号工事請負変更契約の締結について説明します。

今回の工事は、令和3年7月14日に契約の相手方と当初契約を締結しており、今回の変更契約に関しましては、令和3年12月15日に変更仮契約を締結しています。

契約の内容は、工事名、不知火小学校旧校舎他解体工事。工事場所、宇城市不知火町高良1952番地。今回変更増額5,232万3,984円。現請負金額1億4,058万円。変更請負金額1億9,290万3,984円。契約の相手方、住所、宇城市不知火町松合842番地。商号又は名称、株式会社中内土木、代表者氏名、代表取締役福原弘次。

工事の全体概要につきましては、普通教室・特別教室棟解体一式、便所・昇降場解体一式、特別管理教室棟解体一式、給食センター解体一式、アスベスト塗材撤去4,246平米となります。

変更の要因としましては、現在発注している不知火小学校旧校舎他解体工事において、設計段階で見込んでいたアスベストの除去・処分に係る費用が大幅に増えたことによる増額となります。

増えた理由としましては、令和3年4月に改正された大気汚染防止法により、アスベスト飛散防止対策が強化され、全てのアスベスト含有建材に規制対象が拡大されたからです。

これを受けて、県保健所からの指示に従い、広範囲で詳細な調査・分析を行った結果、旧不知火小学校の南側校舎棟の外壁や内壁の塗料材に、また給食センター天

井のケイカル板や外壁の吹付タイルなどにアスベスト含有が判明いたしました。増えた面積は2,956平米です。

なお、今回の全体の変更内容としましては、アスベストの調査・分析・除去・処分費が大部分を占めております。全体の約83%となります。残りにつきましては、粉塵飛散対策仮囲いの増設、仮設トイレの設置などになります。

以上で説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第88号詳細説明が終わりました。

これから、議案第88号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○12番（五嶋映司君） 内容はよく分かりましたが、アスベストの問題に関しては、建設段階で、たぶん建設の設計書その他が全部残っていると思うんですけども、何十年か前の話ですね、不知火小学校のだからね。前回の建設段階でどこにどうなっているかというその見直しで、どこに何が残っているというのが発見できなかったのかどうか、分からなかったのかどうか。これは非常に気を付けなければいけないのは、今後まだ解体がいくつかあったりするときに、解体を始めて出てきたということになると、やはり飛散を免れないわけですね、先に分かっていると。だから、今後のことも含めて、今後どこを解体とかうんぬんとかあるかもしれないし、分かりませんが、発注段階でそういう確認ができないのかどうか。それを一応確認ですけど、教えていただきたい。

○教育部長（豊住 章君） 今回、平成31年3月までの工期で実施をしました不知火小学校校舎ほか改築設計業務委託において、解体工事の設計も併せて行っていました。その設計を基に、今回の工事を実施したところですが、8月中旬に建設リサイクル法に基づく届出を県へ提出をした際に、先ほど申しましたけど、令和3年4月に改正された大気汚染防止法により、全てのアスベスト含有建材に規制対象が拡大され、またアスベスト含有仕上塗材の除去作業には、独自の作業基準が設けられています。さらに、アスベスト含有の事前調査の方法が法定化され、事前に広範囲の建物内外の各箇所までアスベストの調査・分析をしなければならないということで、県から指示を受けたところです。その時点までは、改正された大気汚染防止法の詳細な中身についてまで把握ができていなかったということになります。

○12番（五嶋映司君） 法律施行のタイムラグはよく分かりました。平成31年の段階での解体業務設計ですから、この法が議論を始めた年はもうちょっと早いかもしれませんが、令和3年4月に大気汚染防止法改正の施行ということですから、それは理解しましたけれども、今後例えば塗料の中にアスベストが混ざった塗料が貼ってあるということになると、それが剥がれる問題とかいろいろな問題、今からもう10年ぐらい前ですかね、一時激しくアスベストが問題になって、かなりの部分

を調査しましたけれども、その後は意外ともうその時点で明確になったのか、調べがほとんど進んでいない。今回のこんな工事になってきて、法律が改正になったということもあるけど細かく調べたら、ここにもあった、あそこにもあったという問題があるもんですから、是非1回今度の大気汚染防止法の関係ではないですけども、いわゆる公共施設の調査の見直しとかその辺の調査とか何とかというのは、この問題を発端として考える必要性というのは感じておられないのかどうか、その辺をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○教育部長（豊住 章君） 今後実施設計を行う段階で、設計業者との綿密な協議、打ち合わせ等を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） これで質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第88号は、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第88号の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第88号工事請負変更契約の締結について（不知火小学校旧校舎他解体工事）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第88号は、決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第88号は可決しました。

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年第3回宇城市議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

件名	議員名																						審議結果	賛成	反対
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22				
承認第11号 専決処分の報告及び承認を求めることについて(専決第23号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	承認	19	0
議案第88号 工事請負変更契約の締結について(不知火小学校旧校舎他解体工事)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	可決	19	0

※議長のため表決には加わりません

